

文教厚生常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。
令和4年3月10日（木）午前 9時58分
- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員 長	平原志保君	副委員 長	山口仁美君
委員	野村和人君	委員	竹下智行君
委員	久保史睦君	委員	川窪幸治君
委員	阿多己清君	委員	前川原正人君
- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。
なし
- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員	藤田直仁君	議員	松枝正浩君
議員	宮田竜二君	議員	鈴木てるみ君
- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

保健福祉部長	林 康治君	<small>保健福祉部特任次長兼医療センター整備対策室長</small>	砂田良一君
保健福祉政策課長	川畑信司君	保健福祉政策課主幹	森山勇樹君
保険年金課長	宮永幸一君	保険年金課主幹	中村和仁君
税務課長	浮邊文弘君	税務課主幹	有村昭司君
長寿・障害福祉課長	堀之内幸一君	<small>長寿・障害福祉課長寿福祉G長</small>	木原浩二君
財産管理課長	田上哲夫君	財産管理課主幹	堀切貴史君
福山総合支所長兼地域政策課長	鈴木順一君		
- 6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。
なし
- 7 本委員会の書記は次のとおりである。
書記 水迫由貴君
- 8 本委員会の事件は次のとおりである。
議案第4号：霧島市国民健康保険税条例の一部改正について
議案第11号：霧島市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前 9時58分」

○委員長（平原志保君）

ただいまから、文教厚生常任委員会を開会します。本日は、去る2月28日に本委員会に付託されました、議案2件の審査を行います。ここで、委員の皆様にお諮りします。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づいて進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

△ 議案第4号 霧島市国民健康保険税条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

まず、議案第4号、霧島市国民健康保険税条例の一部改正について審査します。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長(林 康治君)

議案第4号、霧島市国民健康保険税条例の一部改正について、御説明申し上げます。今回の改正につきましては、国民健康保険財政運営の責任主体である県が示した令和4年度に本市が負担すべき国民健康保険事業費納付金の額を踏まえ、税率等を改定しようとするものです。また、地方税法等の一部改正により、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額の減額措置が講じられることから、本条例の所要の改正をしようとするものです。詳細につきましては、担当課長が説明しますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○税務課長(浮邊文弘君)

議案第4号、霧島市国民健康保険税条例の一部改正について説明いたします。議案書は5ページから6ページ、新旧対照表は3ページから10ページになります。新旧対照表の4ページをお開きください。第8条について、40歳以上65歳未満が課税対象となる介護納付金分の所得割額の税率を令和4年度に本市が負担すべき国民健康保険事業費納付金が令和3年度と比較し減額されたことから、100分の2.8を100分の2.6に改正しようとするものです。次に、地方税法等の一部改正により、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児分の均等割を5割軽減することとされたことから、本条例において必要な事項を定めようとするものです。新旧対照表の6ページと事前に配付しております資料を御覧ください。今回の措置は、低所得者に係る応益分の軽減がある場合は、適用後の額の5割軽減となります。上段の表の色のついている部分が今回対象となる部分になります。また、下段の表の太枠で囲んだところが対象となる軽減額で、新旧対照表の第23条第2項の各号に定める額となります。以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(平原志保君)

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員(川窪幸治君)

昨年の3月の議会のときに、令和3年度の1人当たりの国民健康保険税率は、前年度に比べ14.28減の、9万5,918円という報告があったんですけども、今回の改正を受けて、令和4年度では、どのような額になりますか。

○保険年金課長(宮永幸一君)

県の示した、令和4年度の1人当たりの保険税の必要額としましては、9万8,292円でございます。

○委員(前川原正人君)

関連になると思うんですが、今、課長がおっしゃるように、1人当たりの保険税の金額が9万8,292円、前年度比でいくと2.48%伸びたということで、これは新聞報道でもあったわけですけども、いわゆる、先ほど口述のほうで、介護納付金分の所得割の税率を、昨年度と比較をして減額をしたということになっているわけですけども、一方では、1人当たりの金額は上がって、一方では、この令和3年度と比較をしたときに下がったということが、先ほどおっしゃったわけですけど、ここの部分をどのように分析をされていらっしゃいますか。

○保険年金課長(宮永幸一君)

県の示した1人当たりの保険税必要額につきましては、まず、県のほうが、課税標準税率を算定しますので、それに基づいた金額でございます。それで、私どもはそれに基づいて、今度は霧島市の税率を設定していくという中で、様々な要件を捉えながら、最終的には今回、この、0.02%の引下げというところに至ったところでございます。

○委員(前川原正人君)

私たちの立場というのは、どうしても数字でしか追えない部分があるわけですけど、令和4年度の当初予算、これを見たときに、歳入部分が前年度比でいくと、1億1,771万2,000円は下がるわけですね。今度の当初予算を見た場合。そうしたときに、一番の問題というのは、税率を下げるというのは大変、国保加入者にとっては喜ばしいことではありますけれども、ただ、前年度比と比較をしたときに、この歳入がやはり減るわけですね。だから、それとの関連という点ではどのよ

うにお考えなんですか。

○保険年金課長（宮永幸一君）

その納付金自体が5,500万円程度下がるというのもございまして、それに合わせて税率の引下げでも1,700万円の減にはなりませんけれども、実際、あとまた県に納付金として納めますけれども、その納付金に占める税金の割合というのは、3年度とほぼ変わってないところです。

○委員長（平原志保君）

すいません、今下がる金額が後ろから言われたんですけれども、もう1回、ちょっと数字を言ってもらっていいですか。金額をもう1回ちょっと。

○保険年金課長（宮永幸一君）

県に納める国民健康保険事業納付金が令和3年度と比較をして、5,581万7,000円減少をしたというところが要因でございます。

○委員（前川原正人君）

それと、もう一つはですね、今回、均等割が1万9,900円。これが法定分で7割、5割、2割に加えて、今度は子育て支援として、それにプラス先ほどのいただいた資料の中で出されているわけですけれど、これが7割の方たちが今度は8.5割軽減と。そして5割の方が7.5割軽減、2割軽減が6割軽減ということで、拡大をするわけですけれども、この対象者というのは、どれぐらいを見込んでいらっしゃるんですか。世帯数で見たときに。

○保険年金課長（宮永幸一君）

未就学児に係る国民健康保険税の均等割の5割軽減についての対象者としましては、1,038人を見込んでおります。

○委員（前川原正人君）

そうなりますと、今度は、いわゆる所得階層区分で見た場合、いわゆるその、今までも資料請求などをお願いをしてきた経緯がある、例えば0円の所得区分でどれぐらいいらっしゃるのか。1円以上100万円未満がどれぐらいいらっしゃるのか。最高を1,000万円以上はどれぐらいいらっしゃるのかということで、大体、これはもう前年度の実績に基づいた何というんでしょうね、見込みでしか言えないと思うんですが、その辺についての数値はどのようになるというふうに想定をされていらっしゃいますか。

○委員長（平原志保君）

すいません、それ細かく数字を言っていただくと「いや、後で資料でいただいてもかまいません。」との声あり。一部、お答えできるところとかがありますか。それとも後で資料を。

○税務課長（浮邊文弘君）

令和3年7月現在のデータで申し上げますと、0円の世帯が4,364世帯、1円以上100万円未満が5,738世帯となっております。

○委員（前川原正人君）

課長がおっしゃったのは、0円が4,364世帯、1円以上100万円未満が5,738世帯ということで、ずっと段階的にありますよね。それは後ほど資料でいただければありがたいですが、出せますか。

○税務課長（浮邊文弘君）

私が今、手元に持っている資料が、全て階層区分が出ていますので、この資料を後ほど提出いたします〔後日資料提出あり〕。

○委員（前川原正人君）

もう一点はですね、この収入区分ですね。収入区分。給与の場合、収入、給与収入、年金、営業、農業、不動産、その他、無収入、未申告、それぞれあると思うんですけれども、その部分も出せますか。

○税務課長（浮邊文弘君）

一緒にお出ししたいと思います。

○委員（前川原正人君）

それと、もう一つはですね、これはあくまでも、そちら側の資料でしか議論できない部分があるんですけども、今、大体、昨年度、2020年、令和2年の8月のデータで見たときに、国保加入者というのが、その当時、1万6,395世帯ということになっていたわけですけども、今度の令和4年度の国保加入世帯というのは、どれぐらいの数値ということになっていきますか。

○保険年金課主幹（中村和仁君）

当初予算を試算したときの数字となります。世帯数が1万6,196世帯。被保険者数が2万4,746人で試算しております。

○委員（阿多己清君）

そもそものこの7割軽減、5割軽減、2割軽減、この世帯数というのは、教えていただけませんか。全体が、今あったように1万6,196世帯の中の、どの程度の割合なのか、そこまで教えてください。

○保険年金課主幹（中村和仁君）

世帯数のほうからまず言います。7割軽減世帯が6,553、5割軽減世帯が2,769、2割軽減世帯が1,973ですね。1月現在ですね。試算をしたときは4年の1月現在です。被保険者数が、7割軽減世帯が8,740人、5割軽減世帯が4,906人、2割軽減世帯が3,497人となっております。

○委員（阿多己清君）

そしたら、残りが軽減なしという世帯になるんでしょうけど、どの程度の割合ですか。

○保険年金課主幹（中村和仁君）

軽減世帯数がですね、約69.7%、約7割程度になります。

○委員（前川原正人君）

ちょっと私は、先ほどちょっと漏れていたのか、ちょっとスルーしてしまったのかちょっと申し訳ないんですけど、法定軽減の部分で、いわゆるその未就学児がいらっしゃる場所、この世帯というのはどれぐらいあるんですか。法定軽減で、普通は7割・5割・2割ですけど、それに今度はプラス、未就学児を持っていらっしゃる世帯というのが何世帯で、被保険者数でどれぐらいいらっしゃるんでしょうかね。

○税務課長（浮邊文弘君）

先ほど、未就学児1,038人ということでお答えしていますが、内訳として、2割軽減が157人、5割軽減が265人、7割軽減が378人、軽減なしが238人、合計で1,038人になります。

○委員長（平原志保君）

ほかにないでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ほかにないようなので、議案第4号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時19分」

「再開 午前10時22分」

△ 議案第11号 霧島市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の廃止について

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第11号、霧島市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の廃止について、審査します。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（林 康治君）

議案第11号、霧島市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の廃止について、説明いたします。本議案は、霧島市公共施設管理計画の取組方針に基づき、福山公民館、福山分遣所及び牧之原老人憩の家の機能を集約し、複合化することに伴い、牧之原老人憩の家を取り壊すため、本条例を廃止

しようとするものです。詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしく御審査賜りますよう、お願い申し上げます。

○長寿・障害福祉課長課長（堀之内幸一君）

議案第11号、霧島市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の廃止について、説明いたします。本市では、平成27年3月に霧島市公共施設管理計画を策定し、施設保有量の適正化や長寿命化の推進などの公共施設マネジメントに取り組んでいます。そのような中、牧之原老人憩の家周辺には、福山公民館や福山分遣所などの公共施設がありますが、老朽化が進んでいること等から、本計画の取組方針に基づき、施設のあり方について検討を重ねてきました。その結果、福山公民館を改修・増築し、福山分遣所及び老人憩の家の機能を集約することにより、当該施設を地域住民の新たな交流と福祉の拠点になる複合施設として維持していく方針が決定されました。この方針に基づき、令和5年度に計画している福山公民館の改修・増築に向けて、令和4年度に牧之原老人憩の家を取り壊す必要があり、この取り壊しに伴い、憩の家としての管理が不要となることから、本条例を廃止しようとするものです。なお、取り壊しについては、令和4年10月以降を予定しているため、本条例廃止についても、令和4年10月1日施行といたします。以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（平原志保君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（川窪幸治君）

ちょっと確認させてください。この老人憩の家の利用は、高齢者だけなのか、どの程度の方が利用されたのか、お示してください。

○長寿・障害福祉課長課長（堀之内幸一君）

憩の家の機能といたしまして、高齢者に対する健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの場の提供ということでございます。これまでの憩の家の利用状況につきましてですけれども、主要業務といたしましては、社会福祉協議会の支所業務、それと、地域の老人クラブの総会でありましたり、あるいは役員会等の開催に御利用があるという状況です。それで、主要業務であります社会福祉協議会の支所としての機能ということで、心配ごと相談所が月1回開催されます。それから、ふれあいいきいきサロン、これが月6回から7回という状況です。具体的に数字を申し上げますと、施設自体の利用実績ということで、平成30年度、これ全体ですけれども、延べ2,217人の方が利用されていらっしゃいます。令和元年度では、1,899名、令和2年度では265名、今年度、1月末現在ですが、148名という利用状況になっております。

○委員（川窪幸治君）

今、利用人数のほうが示されたんですけれども、大分激減しているように感じるんですけど、この辺はどのような分析をされているところですか。

○長寿・障害福祉課長課長（堀之内幸一君）

皆さん御存じのとおり、このコロナの状況によりまして、利用の自粛というところがございます。令和2年度から利用人数が極端に落ちたという状況でございます。

○委員（川窪幸治君）

それではですね、この憩の家のほうが、どの程度の年数がたってるのかお示してください。

○長寿・障害福祉課長課長（堀之内幸一君）

建設年度が昭和49年でございます。築47年が経過しているというところでございます。

○委員（阿多己清君）

この老人憩の家は以前に浴場だったかな。それとか、老人給食の部類の施設も併設して行われていたとちょっと記憶をしてるんですけれども、そこらの部分はもう現在行われていないというところでしょうか、現在の機能をそのまま公民館に引き継ぐのか。そこらのちょっと状況を教えてください。

○福山総合支所長兼地域振興課長（鈴木順一君）

今施設の中に、今、委員がおっしゃったように、お風呂、それから、給食をつくる施設ありますけれども、今もう現在使ってないという状況でございます。それから、新しい施設につきましては、現在行ってます先ほど、長寿・障害福祉課長がおっしゃったように、相談業務とか、それから、その地域の健康福祉の増進に係るような形の施設という形で、新しい施設の中にはそういう機能を入れたいというふうに考えております。

○委員（野村和人君）

この施行が10月1日からということですがけれども、10月までは今までどおり使って、それで、10月からの解体が始まってからは、今まで使ってたところの代替はどのように考えてらっしゃるか教えてください。

○福山総合支所長兼地域振興課長（鈴木順一君）

今、委員がおっしゃったように、10月までは現在の場所で使わせていただきます。そして、10月1日以降につきましては、現在ちょっと交渉中ということですがけれども、福山にあります活性化センターを今、事務所とそれからロビーのほうも開いておりますので、そこに機能移転してもらったり、それから、活性化センターの奥ほうには和室等もございますので、現在の利用に全く支障がないような形の施設だと考えておりますので、新しくできる間は、活性化センターを使うような形で、進めていきたいなと思っております。

○委員長（平原志保君）

ちょっと休憩します。

「休 憩 午前10時31分」

「再 開 午前10時32分」

○委員長（平原志保君）

再開します。ほかはないでしょうか。

○委員（前川原正人君）

一般質問でも大枠はお聴きをしたところですが、要は令和6年度が供用開始ということで、予定をされていらっしゃいます。そのことも明らかになったわけですがけれども、要はその手順ですね。プロセス。最初は基本設計があつてですよ。その中でまたどんどん進んでいって、実施設計に入つていって、その間に、今度はどのようなレイアウト、どのような配置にしていくのかということが議論をされていくことになると思うんですが、この、公共施設マネジメント計画を見ますと、複合化ということであつたわけですね。複合化。公民館とかですね、そして、福山分遣所を集約を一緒にするんだということで、この第1期の実施計画の後期のほうで、公共施設管理計画であつたわけですがけれど、大体どのような感じでの想定をされていらっしゃるんですか。まだまだ、まだ今の段階で、レイアウトとかいうのは難しさはあると思うんですが、公共施設管理計画の視点から見た場合に、どのようなレイアウト、どのような配置になるのかということをお聴きをしておきたいと思います。

○財産管理課長（田上哲夫君）

レイアウトについては、まだ最終的なものではないですが、ある程度のものできております。分遣所のほうにかなり面積を使いますので、半分ちょっと、分遣所のほうが多いスペースになりますけど、1階と2階が分遣所のスペースになります。それから、今の調理室とかあるところ、あの辺が図書室とかですね、和室だったりするところも、同じように使える広いスペースにして、先ほどの活動であるとか、それから、図書館の利用者だとか、年代を区切らずに、そういう交流ができるように使えるようなスペースにいたします。そして、その2階の部分については、今と同じような形で、公民館機能を残すというようなことでございます。

○委員（前川原正人君）

福山公民館は、全部壊すのではなくて、いわゆるその骨組み、骨組みと言ったらおかしいですね、

使える部分は使っていくんだということで理解しているわけですが、これは耐震診断はもうオーケーという理解でよろしいですか。

○財産管理課長（田上哲夫君）

耐震診断の結果、建物全部ではないですが、一部に耐震補強が必要な部分がございます。ですので、改修工事に合わせて、その部分を補強をいたします。

○委員（前川原正人君）

もう一つはですね、老人憩の家が無くなる。無くなるというか、それに伴う建物が無くなるという理解をするわけですが、要は跡地ですね、分遣所も中に入れる。そして、老人憩の家も公民館の中に複合化として位置付けるというふうになりますと、今現在ある分遣所と老人憩の家の跡地をどういうふうにするのかと。駐車場にするのか、それともまた新たな展開があり得るのか、その辺についてはどのようにお考えなんですか。

○財産管理課長（田上哲夫君）

老人憩の家の跡に関してはですね、分遣所の駐車場がそこにできますので、出勤、そういうときのための車両の出入りのスペースというふうに考えていただければいいと思います。そして、現在の分遣所の部分は取壊しますけれども、その部分については、何かを造るというような計画はございません。車両の出入りの部分になってくると思います。

○委員（前川原正人君）

あと2年、3年ぐらい、へたすれば4年ぐらいかかるわけですが、3年ぐらいかかるわけですが、大体総工費をどれぐらい見てるんですか。それはもう、大体、壊します、造ります、大体幾らぐらいですというのは、ある一定程度、想定をされてはいらっしゃるんですか。

○財産管理課長（田上哲夫君）

現在の建物のレイアウトも含めて進めておりますが、積算については、まだ具体的なものはございません。

○委員（前川原正人君）

これで最後になると思います。最終的には、単独でやるのか、今、はやりのプロポーザルでやるのかということになっていくと思うんですが、その辺についても、今後の課題・協議になっていくであろうということなんですか。それはもう、管財だけの話で終わるものではなくて、財政課との協議が必要だったりすると思うんですが、その辺についてはどうなんでしょう。

○財産管理課長（田上哲夫君）

その辺の手法に関しましては、今後、詰めていくことになると思います。

○委員（前川原正人君）

もう一つは、要は行政主導でやられるという部分もあると思うんですが、要は利便性という点で、やはり地域の人たちが使いやすい、そういう施設にしていかなければならないと思うんですね。だから、そういう住民たちの声が反映をされるような、そういう組織形態だったり、そういう場を設けられるのですか。どうなんでしょう。

○福山総合支所長兼地域振興課長（鈴木順一君）

基本的に、やはり地域の方々が使いやすい。また将来的に、やはり憩いの場所というような形になっていただきたいとは十分考えております。ですので、どの程度まで地域の方々にその辺をお計らいしながら、それをまたくみ上げていくというのは、なかなか今の段階で言えないことなんですけれども、ただ先日、私どものほうで、この方向性を公民館長とかいろんなそういう方々に話をしました反応を申し上げますと、大変ありがたいことだということで、一つに機能集約して、敷地的にも広くなるという、空き地も増えてというような形もあり、ある館長さんからは、今、俗に言う災害関係のときなんかいろんな形で使えるのではないかと、そういう話もありましたので、そういうような形で、建物だけではなくて、その跡地関係も含めた形で地域にとってよりよい施設になっていくような形で我々も努力してまいりたいなと思っております。

○委員（山口仁美君）

1点確認をさせていただきます。財政健全化計画等でうたわれているとおりで、公共施設管理基本計画に従った形で複合化とか、あと、多機能化を図られるということでのこの条例の廃止なわけなんですけれども、この複合化によって、総面積という、総床面積というのはどの程度削減される予定なのか、どの程度縮減予定なのか、おわかりであれば教えてください。

○財産管理課主幹（堀切貴史君）

約460㎡減少する予定です。

○委員（竹下智行君）

住民の方の意見を吸い上げて造られるということもあると思うんですけども、せっかく新しい複合施設ができるので、一步先に行くというか、5年先、10年先を見据えた、地方でもこういうことができるんだよというふうなアイデアとか提案をですね、住民からの声も吸い上げるのも大事なんですけども、また、行政側からもですね、こういうふうなことをしていけばどうでしょうかというふうな、ちょっとこう先を見据えた提案というのも、複合施設にですね、そういう声を入れて造っていただければなというふうに思うところです。

○委員（川窪幸治君）

ちょっと確認をさせていただきます。口述書のほうに、本計画の取組方針に基づきということで、在り方について検討を重ねということが示されているわけですけど、この検討を重ねというのは、どのような検討されたのか。お示してください。

○財産管理課長（田上哲夫君）

協議については、現状と課題の整理でありますとか、複合施設に必要な機能、それから、供用開始までのスケジュールなど、協議を重ねてまいりましたのは、平成30年で5回、令和元年度で3回、令和2年度で7回、令和3年度で3回という形で、協議を重ねております。庁内横断的な協力体制をつくる上では、なかなか難しい部分もありましたので、回数が多くなりました。

○委員（川窪幸治君）

ちょっと足し算がやっとできたんですけど、18回ほど協議をされたということになるんですけども、先ほどの質問とちょっと重複するかもしれないですけど、この18回のその協議で、要は市民の利用者の地域の人たちからは、賛同というか、協力的である、喜んでいただいているという認識でいいですか。

○福山総合支所長兼地域振興課長（鈴木順一君）

先ほど説明がありましたように、築40年を超えている施設ということで、それから、実は公民館自体も、建設は昭和47年ですので、以来49年経過した大変古い施設になっております。これを新しくリニューアルするということは、やはり使い勝手もよくなりますし、また、空調的なものも結構よくなるということで、地域の方々には大変喜んでいただいております。先ほど申し上げましたように、やはり建物自体は造るわけですけども、それはやはり地域の方に利用していただいて初めての公共施設の本当のものだと思っておりますので、できるだけそういうような形で、先ほど地域の意見というのもしましたが、できるだけ機能もうまく移しながらやっていきたいなと思っております。

○委員（久保史睦君）

ちょっと川窪委員が聴かれたので、関連ではないですけど、ちょっと、基本的な考え方の部分だけで結構ですのでお聴かせください。まず、利用実績という部分で、先ほど、平成30年度が2,217人、令和元年度が1,899人ということで「人」でありましたけれど、恐らくこれ複数の人が複数回使っても、1としてカウントされていると思うんですけども、この市町村別の人口比率から考えたときに、この利用人数というのが、今まで多いほうなのか少ないのかというその判断が、基準がちょっとわからないもんですから、実際、この老人憩の家という部分が非常に地域の方から重宝されて大事に使われていたというふうに理解をしていいのかどうかという部分を、まず1点教えてください。

○財産管理課長（田上哲夫君）

地域の人口からの稼働率ということで、数字を出しておりますけれども、年度によって、先ほどもコロナの影響とかございますので、ありますけれども、平成30年から令和2年、3か年平均で8.9%という数字なんでございます。ですので、この数字を、施設の機能を集約することによって、いろんな人が使えるものになれば、そういう稼働率も上がることが考えられますので、そういったものにしていきたいというふうに考えております。

○委員（久保史睦君）

当然、公共施設マネジメントという部分においては、恐らくそういう部分は分析されているんだろうなと思ったんですけども、どうしても他市の市町村と考えたときに、そこら辺が、判断基準というのがですね、こういう部分なかなか難しいところなので、ちょっとお聴かせをいただいたところでございます。もう一点、こちらも考え方で結構なんですけれども、この計画を、計画に沿ってマネジメントをしていく上で、今後、この施設を利用される方、福山町になるんですかね、福山町の方々、この人口推移、また高齢化率をどの程度先まで見込んで、建物の算定に生かしていくのかという部分まで考えてらっしゃるのかなという部分を聴きたいと思います。当然、市の最上位計画では、人口増を目的に動いていらっしゃるわけですので、そこら辺の関連した整合性も含めて、ちょっと考え方をだけお聴かせいただければと思います。

○財産管理課長（田上哲夫君）

人口の面に関しては、皆さんも御存じのとおり、市街地部分、隼人国分の部分に比べて、中山間地域は減少傾向がかなり進んでいる状態です。ですけれども、地域として、エリアとして見たときに、福山の総合支所のあるところは、どうしてもあの地域の中心になる場所ですので、やはりそこに、こういう機能の集約されたような施設を置くことによって、次の人口増に向けた、地域としての取組につなげていけるのではないかなというふうにも考えております。

○委員（久保史睦君）

明快な答弁ありがとうございます。もう、この計画等に決して反対しているわけではなく、本当にすばらしいものを作っていただいて、やはり今から高齢化社会も進んでいきますので、地域の皆様方が喜んでいただけるような施設を造っていただきたいということを改めて要望しておきたいと思えます。

○委員（野村和人君）

先ほど10月1日のという話でしたけど、この10月入ってからすぐ移転したり解体したりになっていくかと思うんですけど、この解体工事期間をどのぐらい、それで、次の令和5年から次の工事に入るというお話でしたけれども、10月1日という設定した根拠について御説明いただきたいと思えます。

○財産管理課長（田上哲夫君）

今後のスケジュールにつきましては、10月から翌3月までの間を解体工事の期間に充てていることから、10月というような設定でございます。

○委員長（平原志保君）

ほかにはないでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

では、ないようなので、以上で、議案第11号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時51分」

「再開 午前10時55分」

△ 議案処理

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより議案処理に入ります。議案処理は、議案番号順に行います。議長は表決には参加できませんので外れていただきます。

△ 議案第4号 霧島市国民健康保険税条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

まず、議案第4号、霧島市国民健康保険税条例の一部改正について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

では、以上で自由討議を終わります。それでは討論に入ります。討論はありませんか。まず、原案に反対の方の発言を許可します。ないですか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようなので、議案に賛成の方の発言を許可します。

○委員（前川原正人君）

私は議案第4号、霧島市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、賛成の立場から討論に参加をいたしたいと思えます。今回の条例改定は、介護納付金課税被保険者に係る所得割を100分の2.8であったものを、100分の2.6に引き下げ改定し、その軽減額の総額は590万円との報告であり、また、未就学児に係る国保加入世帯の均等割の軽減額率を50%軽減することによりまして、約800万円が投入されるとのことが本会議の中でも明らかになったところでございます。この背景には、地方税法一部改正によりまして、本市の場合では、国保税の被保険者、均等割額19,900円をベースに、これまでの7割・5割・2割の法定軽減に加えまして、国費によって子育て世帯への経済的負担軽減となることが明らかになっているわけでありまして、また、国保税の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割も同様に減額をするものでありまして、コロナ禍におけます国保加入者の暮らしと福祉を守るうえでも当然の措置であり、国保加入者世帯を励ますものであることを申し述べまして、私の賛成討論といたしたいと思えます。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で討論を終わります。採決します。議案第4号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者6名、全会一致です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第11号 霧島市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の廃止について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第11号、霧島市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の廃止について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（前川原正人君）

やはり審査の中でわかったわけですがけれども、令和6年度に供用開始ということで、その間は、活性化センターのほうにいくということになりますけれども、やはり、今の機能をちゃんと担保した上で運営がなされるようお願いをしたい。それともう一点は、建設に当たりまして、住民の意見が反映されるような、そういう、この担保できるような運営を、運営と言ったほうがいいのか、完成するまでの間ですね。そういう形での進行をお願いをしたいということを自由討議として述べ

させていただきたいと思います。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。それでは討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第11号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第11号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（平原志保君）

次に、委員長報告に付け加える点の確認ですが、御意見はありませんか。

〔「一任」と言う声あり〕

かしこまりました。お諮りします。委員長報告については、一任ということでさせていただきます。以上で、審査のほうは終わります。

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（平原志保君）

次に、閉会中の所管事務調査についてですが、何か御意見はないでしょうか。〔「所管事項について」との声あり〕では、調査項目については、文教厚生常任委員会の所管事項についてということによろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

何かありましたらよろしくおねがいします。以上で、閉会中の所管事務調査については終わります。

△ その他

○委員長（平原志保君）

次にその他です。何かございますでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようなので、本日の日程は全て終了しました。これで、文教厚生常任委員会を閉会します。

「閉 会 午前11時02分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

霧島市議会 文教厚生常任委員長

平原 志保